

ID: 1970

担当部署: 住民課

処分の概要	被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の2の2第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の2の2第2項の規定による。 (被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付等)</p> <p>第7条の2の2</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該被保険者の資格を確認できるときは、当該被保険者の資格に係る事実を記載した書面を当該世帯主に交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日